

国道169号上北山村西原地内の崩土による通行止について（第2報）

第1報で「北側は、大台ヶ原公園川上線が冬季通行止中（4月19日まで）ですが、速やかに通行できるよう作業を開始しました。」としておりました林道辻堂山線については、作業が完了し通行が可能となりました（※1）。上北山村においては、昨年12月23日と本年4月1日に発生した崩土により、国道169号上北山村西原～下北山村上池原の区間に救急車等が出入りできない状況となっています。このため、通行止を実施して仮橋を施工中の国道169号下北山村上池原の現道を消防、救急等の緊急車両に限り通行可能とする臨時措置（※2）を4月2日より実施します。

※1）4月1日の崩土箇所と上池原の間については、南側へは上北山村林道サンギリ線及び国道425号により2t車以下の迂回が、北側へは午前6:30から午後8:00まで県道大台ヶ原公園川上線、林道辻堂山線及び県道大台河合線により2t車以下の迂回が可能です。これらの迂回路については、狭隘箇所が多く待避所も少ないため、不要不急の通行は差し控えてください。

※2）国道169号下北山村上池原を通行する場合は、仮橋を施工している重機等の撤去が必要なため、必ず事前に下記に連絡をお願いします。また、通行する場合は現地の監視員等の指示に従ってください。法面の状況等によっては通行できない場合があることを予めご了承ください。

<緊急車両が通る際の連絡先>

吉野土木事務所工務第二課

07468-2-0098（休日・夜間共通）

国道169号上北山村西村地内の崩土について (第2報)

